

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第48号

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則（昭和32年名古屋市規則第64号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「教頭」の次に「、主幹教諭」を加える。

第 4 条第 1 項第 3 号中「中央看護専門学校、保健福祉センター又は」を「健康福祉局担当部長（看護師確保に係る特命事項の処理）又は保健福祉センター若しくは」に改める。

第 6 条第 1 号中「第14条第 2 項」を「第14条第 3 項」に改める。

第14条第 5 項中「第14条の」を「勤務時間条例第14条の」に改める。

第21条中「が前条第 1 項」を「が同項」に改める。

第25条第 5 項中「156.93時間」を「各年の 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの日数から当該期間における名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第36号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日の日数を差し引いた日数を12で除して得た数に、 7 時間45分（地方公務員法第22条の 4 第 1 項に規定する短時

間勤務の職を占める職員にあっては、7時間45分に当該職員の正規の勤務時間を常時勤務を要する職員の正規の勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間）を乗じて得た時間（小数点以下第2位未満の端数は、切り捨てる。）」に改め、同項ただし書を削る。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 次項の規定による改正後の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和5年名古屋市規則第48号）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

- 3 職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を次のように改正する。

附則第2項中「この規則による改正後の」を削り、「第14条第1項」の次に「及び第25条第5項」を加え、「同項」を「第14条第1項」に、「とする」を「と、第25条第5項中「地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める」とあるのは「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年名古屋市条例第40号）附則第8項又は第9項の規定により採用された」とする」に改める。